

農業振興地域整備基本方針について

「農業振興地域整備基本方針」は、国が定める「農用地等の確保等に関する基本指針」に基づき、確保すべき農用地等の面積目標や農業生産基盤の整備・開発など農業振興地域に関する基本的事項を概ね10年を見通して県が定めるもので、市町村の「農業振興地域整備計画」の基準となります。

今回の変更は、国の基本指針がR2年12月に変更された事に伴うものです。

第1 確保すべき農地等の面積目標

(1) 農用地等の確保に関する基本的な考え方

本県の地域経済や雇用を支え、豊かな自然を守る大きな役割を担っている農業を持続可能なたくましい産業とするには、その生産基盤である農地を良好な状態で維持・保全し、有効活用を図ることが重要。

各地域に即したきめこまやかな農業振興施策を通じて本県農業の持続的な発展を図り、現状規模程度の農用地区域内農用地の確保を目指す。

(2) 確保すべき農用地等（農用地区域内農地）の面積の目標

令和元年12月時点の農用地区域内の農地面積 **28,971ha**
 （荒廃農地を除く）

すう勢		
農用地区域からの除外	▲	480ha
荒廃農地の発生	▲	1,098ha
合計	▲	1,579ha

施策効果		
農用地区域への編入促進	+	333ha
荒廃農地の発生防止	+	261ha
荒廃農地の解消	+	649ha
本県独自の事由	-	128ha
合計	+	1,115ha

これまでのすう勢が今後も
 継続した場合の令和12年時点の
 農用地区域内の農地面積 **27,392ha**
 （すう勢）

令和12年の確保すべき農用地等の面積目標 **28,508ha**

※ラウンドの関係により数値の不一致があります。

(3) 農用地等の確保のための施策の推進

- ・ 農業経営の基盤強化の促進に必要な施策の農用地区域における実施
- ・ 農地の保全・有効利用
- ・ 農業生産基盤の整備
- ・ 非農業的土地需要への対応
- ・ 交換分合制度の活用
- ・ 公用公共用施設の整備と調整 など

第2 農業振興地域の指定予定地域

- ・ 太地町、北山村以外の28市町（市街化区域、用途地域、森林地域等を除く地域）
- ・ 指定予定地域の規模：173,091ha（この中で市町は農用地区域を指定）

第3 農業生産の基盤の整備及び開発

- ・ 営農の省力化・低コスト化・高度利用化が可能な優良な農地づくり（水利システムの自動化・長寿命化対策の実施など）
- ・ 野菜、花き等の栽培にも対応できるよう水田を改良
- ・ 地域の実情に応じたきめ細かな整備（小規模なほ場整備など）
- ・ 危険度の高いため池改修や農道整備の推進

第4 農用地等の保全

- ・ 中山間地域支援、農業用施設（水路、農道等）の保全管理体制支援、鳥獣害対策の推進等による荒廃農地の発生防止・解消

第5 経営規模の拡大、農地の効率的な利用の促進

- ・ 担い手への農地の集積・集約化
- ・ 果樹・野菜・花きの複合経営推進による経営安定化
- ・ 人・農地プランの実質化
- ・ 目標とすべき主な営農類型の例示

第6 近代化のための施設整備

- ・ ICT、AI、ロボット等の先端技術や高性能機械の導入等により生産性を向上
水稲：共同育苗施設、共同利用機械
果樹：光センサー式選果機、AIロボットの導入、HACCPに対応した施設整備
野菜・花き：耐風性・耐暑性ハウス、環境制御等ICT技術の導入

第7 担い手育成・確保のための施設整備

- ・ 農業系高校・農林大学校の一貫した5年間の農業教育による実践力のある担い手の育成
- ・ 農業法人等の組織経営体の育成、企業の農業参入、農協自らが行う農業経営を推進
- ・ 適宜、農林大学校、就農支援センターの施設整備を図る
- ・ 学校現場や地域において食育や農作業体験を推進

第8 農業従事者の安定的な就業の促進

- ・ 既存農家の法人化や企業の農業参入を推進
- ・ 6次産業化の推進
- ・ グリーンツーリズムなど他分野と連携した農業の推進

第9 農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設整備

- ・ 移住・定住条件の整備を通じた農業後継者の確保